

「アマチュアバンドプランの改定案」についてご意見をお寄せください

JARL 周波数委員会

平成 24 年春におこないました、周波数使用区別に関する意見募集の結果につきましては、2013 年冬号の JARL NEWS でお伝えしたとおりです。

委員会では、お寄せいただきましたご意見を基に、周波数使用区別改正の方向性を検討しました。

お寄せいただきましたご意見の中には、「アマチュアバンドの周波数使用区別はアマチュア無線家の自治に任せるべき」との意見もありました。しかし、局数が減少したとは言え、我が国には 44 万局以上のアマチュア無線局が存在します。アマチュアバンドの電波秩序維持のためには、V/UHF 帯の周波数使用区別の告示は最低限必要と委員会では考えます。

周波数使用区別の「告示」、「紳士協定」のいずれにせよ使用区別の改定案は作成しなければなりません。

お寄せいただきました意見を反映した改定の方向性を提示させていただきますので、再度ご意見をいただいで多くの方の意見を反映してバンドプラン改定案を作成したいと思います。

■バンドプラン改正の方向性■

委員会では、バンドプラン改正の基本的な考え方として次の二点を基として作業をとりまとめ作業をおこないました。

①国際的な整合を最優先とする。

国内のルールが障壁となり国際間の通信が不能とならないようにする。

②できるだけ簡素なバンドプランとする。

細分化を求めるとご意見もありますが、現在のルール以上に複雑にならないよう努める。

お寄せいただきました改定提案を基に、具体的な改定案の方向性を次の通り提示いたしますので、ご意見やご提案が有りましたら平成 25 年 5 月 31 日 までに下記宛にお送りくださいますようお願いいたします。

●意見、提案の送付先

- ・ E-mail の場合 (アドレス) : lab@jarl.or.jp
件名を「周波数使用区別について」としてください。
- ・ 郵送の場合 : 〒 170-8073 東京都豊島区巣鴨 1-14-5
JARL 事務局気付「周波数委員会」

■改定案の概要■

【500kHz 帯】

新規分配が予定されている 472～479kHz は、135kHz 帯と同様に「CW、狭帯域データ」とし、占有周波数帯域幅は 100Hz 以下としたい。

【3.5/3.8MHz 帯 (第 1 図)】

3,525～3,575kHz の「CW、狭帯域の電話・画像」の区分を 3,535～3,575kHz とし、さらに、「外国局とのデータ通信に限る」条件を付して狭帯域データの通信を使用できるようにしたい。あわせて、非常信用周波数を 3,525kHz から 3,535kHz に変更したい。

【7MHz 帯 (第 2 図)】

7,030～7,100kHz の「CW、狭帯域の電話・画像」の区分を 7,045～7,100kHz とし、さらに、「外国局とのデータ通信に限る」条件を付して狭帯域データの通信を使用できるようにしたい。あわせて、非常信用周波数を 7,030kHz から 7,110kHz に変更したい。

【14MHz (第 3 図)】

14,112～14,150kHz を「外国局とのデータ通信に限る」条件を付して狭帯域データの通信を使用できるようにしたい。非常信用周波数を 14,100kHz から 14,300kHz に変更したい。

【18MHz 帯 (第 4 図)】

18,090～18,100kHz 及び 18,110～18,120kHz を「外国局とのデータ通信に限る」条件を付して狭帯域データの通信を使用できるようにしたい。18,160kHz を非常信用周波数として新規に設定したい。

【21MHz 帯 (第 5 図)】

21,125～21,150kHz を「外国局とのデータ通信に限る」

<第 1 図> 3.5MHz 帯の改定案

3,500kHz	3,520kHz	3,535kHz	3,575kHz	3,599kHz	3,612kHz
CW	狭帯域データ	狭帯域データ(注1) 狭帯域の電話・画像		CW 狭帯域の電話 画像・データ	

● 3,535kHz 非常信用周波数 (± 5kHz)

● (注 1) 3,535kHz から 3,575kHz までの周波数は、外国のアマチュア局との交信に限りデータ通信にも使用することができる。

<第 2 図> 7MHz 帯の改定案

7,000kHz	7,025kHz	7,045kHz	7,100kHz	7,200kHz
CW	狭帯域データ	狭帯域データ(注1) 狭帯域の電話・画像		狭帯域の全電波型式

● 7,110kHz 非常信用周波数 (± 5kHz)

● (注 1) 7,045kHz から 7,100kHz までの周波数は外国のアマチュア局との交信に限りデータ通信にも使用することができる。

<第3図> 14MHz帯の改正案

14,000kHz	14,070kHz	14,100kHz	14,112kHz	14,150kHz	14,350kHz
CW	狭帯域データ	狭帯域データ(注1)	狭帯域の電話・画像		

- 14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
- 14,300kHz 非常通信周波数(±10kHz)
- (注1) 14,112kHzから14,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との交信に限りデータ通信にも使用することができる。

<第4図> 18MHz帯の改正案

18,068kHz	18,090kHz	18,100kHz	18,110kHz	18,120kHz	18,168kHz
CW	狭帯域データ(注1)	狭帯域データ	狭帯域データ(注1)	狭帯域の電話・画像	

- 18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
- 18,160kHz 非常通信周波数(±10kHz)
- (注1) 18,090kHzから18,100kHzまで及び18,110kHzから18,120kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との交信に限りデータ通信にも使用することができる。

<第5図> 21MHz帯の改正案

21,000kHz	21,070kHz	21,125kHz	21,150kHz	21,450kHz
CW	狭帯域データ	狭帯域データ(注1)	狭帯域の電話・画像	

- 21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
- 21,360kHz 非常通信周波数(±10kHz)
- (注1) 21,125kHzから21,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との交信に限りデータ通信にも使用することができる。

<第6図> 24MHz帯の改正案

24,890kHz	24,910kHz	24,920kHz	24,930kHz	24,940kHz	24,990kHz
CW	狭帯域データ(注1)	狭帯域データ	狭帯域データ(注1)	狭帯域の電話・画像	

- 24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
- (注1) 24,910kHzから24,920kHzまで及び24,930kHzから24,940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との交信に限りデータ通信にも使用することができる。

<第7図> 28MHz帯の改正案

28,00MHz	28,07MHz	28,15MHz	28,20MHz	29,00MHz	29,30MHz	29,51MHz	29,70MHz
CW	狭帯域データ	狭帯域データ(注1)	狭帯域の電話・画像	広帯域の電話・ 電信・画像・ データ	衛星	レピータ	レピータ
						広帯域の電話・電信 ・画像・データ	

- 28,30MHz 非常通信周波数(±10kHz)
- 28,20MHzの周波数は、JARLが国際的な標準信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
- (注1) 28,15MHzから28,20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。
- 29,00MHzから29,30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯域幅が3kHz以下の電話・電信・画像及びCWによる通信にも利用することができる。

条件を付して狭帯域データの通信を使用できるようにしたい。非常通信周波数を21,200kHzから21,360kHzに変更したい。

【24MHz帯(第6図)】

24,910～24,920kHz及び24,930～24,940kHzを「外国局とのデータ通信に限る」条件を付して狭帯域データの通信を使用できるようにしたい。

【28MHz帯(第7図)】

28,150～28,200MHzを「外国局とのデータ通信に限る」条件を付して狭帯域データの通信を使用できるようにしたい。非常通信周波数を28,20MHzから28,30MHzに変更したい。

【144MHz】

新たにデジタル電話通信の呼出周波数として145.30MHzを設定することとしたい。

【430MHz】

新たにデジタル電話通信の呼出周波数として433.30MHzを設定することとしたい。

アマチュア衛星AO-7のアップリンク周波数である432.125～432.175MHzを衛星が自局の可視範囲にある時に限り衛星へのアップリンクが可能となるようにしたい。

ただし、すでにおこなわれている地上間の交信に妨害を与えないことを条件としたい。

【2400MHz帯】

アマチュア衛星業務をおこなう局に影響を与えないことを条件に、アマチュア衛星周波数帯をEMEの運用に使用できるようにしたい。

【マイクロ波帯全般】

高速データ通信とATVの区分でデジタルATVが運用できるように改正し、かつ高速データ通信の帯域幅制限を見直す。「ATV・高速データ」を「広帯域通信」(仮称)として自由度を持たせる方法も合わせて検討します。

1200MHz帯以上のバンドプランの簡素化として、レピータ、衛星、テレビ・データ区分以外は全電波型式とすることも検討します。